

(別冊)

独立行政法人整理合理化計画の進捗状況

平成20年8月6日

独法整理合理化計画の進捗状況(主要事項)

法人形態の見直し

- 新たな住宅政策の方向性を踏まえ、特殊会社化を含め機構の在り方を検討し、2年後に結論を得る



- 平成20年3月に住宅局長の私的諮問委員会を設置し、住宅政策における公的住宅金融の役割及び住宅金融市場を補完する機関の組織形態について検討中
- 平成20年6月30日の住宅金融のあり方に係る検討会において第一次の論点整理をとりまとめた上で、組織形態の変更が資金調達コストや信用力に及ぼす影響等について引き続き検証を進め、組織形態を含めた機構の在り方を整理

支部・事業所等の見直し

- 一般個人向け直接融資からの撤退に伴い、既往債権管理事務が縮小されることに対応した関係部局の縮小・証券化支援業務を主要業務とした組織の重点化



- 平成20年度の組織見直しにおいて、本・支店の債権管理部門の縮小・統合を実施

- 業務運営の効率化により計画的な人員の抑制を図り、平成23年度末までに常勤職員数を平成19年度に比べ10%以上削減



- 平成19年度末時点の常勤職員数は970人(対平成19年度期首(1,021人)で約5%減)であり、目標に向けて取組中

運営の効率化及び自律化

- 宿舎について、平成19年度中に宿舎整理計画を策定し、平成20年度以降、計画に基づき不要宿舎を売却



- 平成20年3月に全宿舎の15%程度を削減することを内容とする宿舎整理計画を策定
- 平成23年度末までに当該計画を着実に実行する予定

出典:国土交通省作成資料より住宅金融支援機構作成

住宅金融のあり方に係る検討会第一次論点整理 要旨(1)

- 住宅金融支援機構が今後果たすべき役割及び組織見直しに係る論点等を整理するため、「住宅金融のあり方に係る検討会」(座長:八田達夫 政策研究大学院大学学長)を国土交通省住宅局長の私的諮問機関として設置。
- 平成20年6月30日に一次論点の整理をとりまとめたところ。

I 住宅金融における公的な役割について

1 住宅政策と住宅金融について

- 住宅は国民生活にとって必要不可欠な基盤であり、居住の安定確保は内政上の大きな課題
- 住宅に対する公的関与は、市場を通じた良質な住宅確保のための環境整備と、セーフティネットの措置が柱
- 多様なライフプランに応じた適切な住宅ローンを利用できる環境整備が重要

2 住宅金融における公的関与について

- 住宅金融は民間主体による供給が基本であるが、市場機能が円滑に働かない場合等には公的関与が必要
- 短期資金を原資とすることが一般的な民間金融機関では相対的に低利な長期固定ローンの供給は困難
- 少なくともオープンで効率的かつ厚みのあるRMBS市場が民間主体により安定的に運営されるまでの間は市場に対する公的関与は不可欠

3 公的関与の手法としての実施機関について

- 相対的に低利な長期固定ローンの供給を促すために、証券化により市場をバックアップすることは合理的な手法
- こうしたバックアップ機能を担う主体には、安定的に市場から低コストの資金調達が可能で高い信用力が必要
- 少なくともバックアップ機能を民間主体でも担い得るようになるまでの間は、公的関与のある機関による対応が必要

出典:国土交通省作成資料より住宅金融支援機構作成

住宅金融のあり方に係る検討会第一次論点整理 要旨(2)

Ⅱ 住宅金融を支援する機関のあり方について

1 住宅金融支援機構の組織形態として独立行政法人が選択された理由

①国の関与の必要性が高く ②採算性が高い事業ではない ③一定の裁量が求められること

2 独法見直しに関する主な論点

①企業の組織運営による透明性の高い効率的な運営の実現が必要であること、②財政上の国への依存度が低いこと、から、民営化を含め組織形態の見直しに関し議論

3 組織のあり方についての検討

- 証券化支援を通じ市場を補完する機関は安定的に市場から低コストの資金調達を行い得る高い信用力が必要
- 組織形態の検討に当たっては、資金調達コストや信用力に影響を及ぼす要因を比較する必要

4 組織形態の変更を検討する際に考慮すべき事項

- 相対的に低利な住宅ローンの供給に必要な規模の利益が十分に発揮された市場機能が民間主導で担えるか見極めが必要
- 組織の変更により資金調達コストが上昇するような発行方式の変更や、既発行の債券の市場売却が困難となるような事態は回避する必要
- 組織形態の変更を行う場合には、RMBS市場の機能低下を伴うことのないよう、継続して採用可能な発行方式へあらかじめ移行し指標銘柄としての役割を維持できるようにするなど、十分な移行期間を設定すべき

以上論点整理に基づき引き続き検証を進め、組織形態を含めた機構の在り方を整理

(参考)住宅金融のあり方に係る検討会メンバー

座長	八田達夫	政策研究大学院大学学長
委員	浅見祐之	大和証券SMBC ストラクチャード・ファイナンス部 部長
	浅見泰司	東京大学空間情報科学研究センター教授
	江川由紀雄	ドイツ証券 証券化商品調査部長
	大垣尚司	立命館大学大学院法学研究科教授
	翁 百合	日本総合研究所理事
	櫻井敬子	学習院大学法学部教授
	瀬下博之	専修大学商学部教授
	富田俊基	中央大学法学部教授
	野村修也	中央大学法科大学院教授
	原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師 (金融オンブズネット代表)
	野城智也	東京大学生産技術研究所教授

オブザーバー

大森泰人	金融庁総務企画局企画課長
富屋誠一郎	財務省大臣官房政策金融課長

(注)役職等は平成20年6月30日現在のもの



住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency
(旧「住宅金融公庫」)

【お問い合わせ先】

市場資金部市場企画グループ

TEL: 03-5800-8049

URL: <http://www.jhf.go.jp/>

※投資家の皆様向けのページもございますのでご覧ください。

<http://www.jhf.go.jp/investor/index.html>

【参考資料】

国土交通省ホームページ「住宅金融のあり方に係る検討会による第一次論点整理について」

URL: http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_tk_000005.html

本資料は、投資家の皆さまへの情報提供のみを目的としたものであり、債券の募集、売出し、売買などの勧誘を目的としたものではありません。

債券のご投資判断にあたりましては、当該債券の発行などにあたり作成された最終商品内容説明書などに記載された条件、内容や仕組み等、およびその他入手可能な直近の情報などを必ずご確認いただき、投資家の皆さまのご自身の責任でご判断くださいますようお願い申し上げます。